

第三章 宮廷の人数と費用

1 ブルゴーニュに関しては、Holger Kruse, *Hof, Amt und Gagen: die täglichen Gagenlisten des burgundischen Hofes (1430-1467) und der erste Hofstaat Karls des Kühnen (1456)*, Pariser Historische Studien 44 (Bonn 1996); Kruse, 'Die Hofordnungen Herzogs Philipps des Guten von Burgund', in *Höfe und Hofordnungen*, ed. Kruse and Paravicini, pp. 141-165 を参照せよ。フランスに関しては、ブシェの初期に書かれた重要な論文 'Evolution' を参照せよ。オーストリア=ハプスブルクに関しては、Jaroslava Hausenblasová, 'Szenamy dvoranu císaře rudolfka II. Z let 1580, 1584 a 1589', in *Paginae Historiae. Sborník Státního Ústředního archivu v Praze* 4 (Prague 1996), pp. 39-151; Hausenblasová, *Der Hof Kaiser Rudolfs II. Eine Edition der Hofstaatsverzeichnisse 1576-1612*, Fontes Historiae Artium IX (Prague 2002); Stefan Sienell, 'Die Wiener Hofstaate zur Zeit Leopolds I.', in *Hofgesellschaft und Höflinge*, ed. Malettke and Grell, pp. 89-111 を参照せよ

2 例えば、Jean Pinson de la Martinière, *Estat de la France, comme elle estoit gouvernée en l'an 1648* (Paris 1649); *Estat et gouvernement de France* (Amsterdam 1653); N. Du Verdier, *Le vray et nouveau estat de la France...* (Paris 1656) を参照せよ。さらにブソンニュによって編纂された N. Besongne, *L'Estat de la France...* (Paris 1663); *L'Etat de la France*, 2 vols. (Paris 1669); *Etat de la France, où l'on voit tous les princes, ducs & pairs, maréchaux de France & autres officiers de la couronne*, 2 vols. (Paris 1672); *Etat de la France, où l'on voit tous les princes, ducs et pairs...*, 2 vols. (Paris 1677); Ange de Saite-Rosalie (François Raffard), *L'Etat de la France, où l'on voit tous les princes, ducs & pairs, maréchaux de France...*, 2 vols. (Paris 1682); *L'Etat de la France, où l'on voit tous les princes, ducs & pairs, maréchaux de France & autres officiers de la Couronne*, 3 vols. (Paris 1687); L. Trabouillet, *L'Etat de la France contenant tous les princes, ducs & pairs, & maréchaux de la France...*, 3 vols. (Paris 1712); Ange de Sainte-Rosalie, *L'Etat de la France, contenant tous les princes, ducs & pairs, maréchaux de France*, 4 vols. (Paris 1722) を参照せよ。Boucher, 'Evolution', pp. 360-361 が、このシリーズについて議論している。1722年の『名簿』の「通知」(Etat de la France, pp. x-xi) は先行する版に関する詳細を提供しており、これは1749年に刊行された最後の『名簿』(Etat de la France, 4 vols., I, p. xi) において繰り返され、更新されている。印刷された BN Catalogue de l'histoire de France (Paris 1968), IV, pp. 606-622, Lc26, 'annuaires administratifs' を参照せよ

3 *Almanac ou calendrier pour l'année Mil Six Cens quatorzevingts-dix-neuf: exactement supputé sur le méridien de pairs. Où sont marquez les Eclipses, le lever & le coucher du soleil, le mouvement de la lune, les jours des foires, le journal du palais, la demeure des messagers, le depart des couriers, le tariff des monnoies & la liste des bureaux de messieurs des finances, & leurs departments* (Paris 1699) という AN salle de lecture にあるシリーズを参照せよ。これらの巻は、ウィーンの『職階表』と比較可能であるが、初期の十数年間については国王の宮廷に関する情報がない。1726年からのみ、新しい王妃の宮

廷 (p. 96) について、1729 年からは国王の宮廷 (pp. 106-107) についての情報を得ることができる。宮廷ごとに一頁程度の概要はわずかに増加しているが、組織の構成や大きな変更点だけが示されている。1789 年に関しては、王家内の各宮廷をまとめて、pp. 124-148 に記載されている。1701 年から 1791 年まで刊行されていた *Calendrier de la cour tiré des éphémérides pour l'année mil sept cent quatre vingt six...Imprimé pour la famille royale et maison de sa majesté* という 16 巻シリーズに含まれる短い文章と比較せよ。そこには、宮廷に関してあまり詳しくはないが、廷臣と君主の誕生日が記載されている

4 n. 2 である 1749 年以前の巻はすべてオランダの図書館で閲覧できる。このことは、印刷された『名簿』がより広い読者に読まれていたことを示す一つの指標である

5 例えば、ÖNB cod. 14443, 14209; AVA Harrach Handschriften no. 145; HHStA Handschriften Weiß 1032; Handschriften Blau 386. ウィーンの HKA に収められている HZAB は廷臣への支払いを記載しており、概要にある全体のデータと合致しないものの、より詳しい一覧を作成するのに役立つ

6 近年のものでは、Volker Bauer, *Repertorium territorialer Amtskalender und Amtshandbücher im Alten Reich. Adreß-, Hof-, Staatskalender und Staatshandbücher des 18. Jahrhunderts*, vol. II, Heutiges Bayern, Österreich, Liechtenstein. Ius Commune, Sonderheft 123 (Frankfurt 1999)を参照せよ

7 *Kayserlicher und Königlicher, wie auch Erz-herzoglicher und dero Residenzstadt Wienn Staat- und Standskalender / auff das Jahr MDCCII. Mit einem noch nie dergleichen gesehenen Schematismo geziert*; 1704 年、1706-1708 年、1709-1710 年の他の『職階表』は、ÖNB, Katalogsaal, 393.866-A.kat もしくは microfilm 4478 で閲覧可能で、1704 年と 1706-1708 年は ÖNB Portraitsammlung 6079 に収められている。1720 年代からのみ、概ね継続的な情報が提供されている

8 HHStA Bibliothek 38 K2: *Kayserlicher Hof- und Ehren-Kalender / Auf das Jahr nach unsers seeligmachers Jesu Christi Geburt [1715 etc.] Zum Gebrauch der Kayserlichen Hof-Statt / Land-Ständen und Regierungen eingerichtet / und in solche Form gebracht. Die constellation, Witterung / und festtage seynd mit sonderlichen Fleiß nach dem Oesterreichischen Horizont gestellt. Darbey [sic] auch alle Galla-Täg / Toson [sic] vespern / und andere hof-fest ordentlich bey jedem Monath angezeichnet; and the Kaiserl. Auch Kaiserl. Königl. Hof-Kalender auf das Jahr nach der gnadenreiche Geburt unsers Seligmachers Jesu Christi 1806, Zum Gebrauche des Kaiserl. Auch Kaiserl. Königl. Hofes* (Vienna 1806): ÖNB 393.537-B.Kat of A 120 a 13.

9 1807 年の『国家・身分年鑑』は、宮廷と国家という 2 つのパートに分かれている。軍隊の『職階表』は、*Oesterreichischer Miliz-Almanach für das Jahr 1790 nro I* (Nürnberg and Vienna 1790): ÖNB 392.994-A.kat, A 120 a 12.

10 例えば、Catherine Wilkinson-Zerner, 'Women's Quarters in Spanish Royal Palaces', in *Architecture et vie sociale. L'Organisation intérieure des grandes demeures à la fin du moyen âge et à la renaissance. Actes du colloque tenu à Tours du 6 au 10 juin 1988*, ed. Jean Guillaume (Paris 1994), pp. 127-136 を参照せよ

11 例えば、'autres secrétaires'は、'pour jouir des privileges' (fol. 92r)を追加した BN Clair 1216 において、1628 年のガストン・ドルレアンの宮廷に言及している

12 Boucher, 'Evolution', p. 374 を参照のこと。厩舎の名簿は 250 人の役人を記載している一方、ブゾンニュによる 1694 年の『名簿』は「その他多数」を示唆しながら、444 人を挙げている。Reytier, *Les écuries royales*, pp. 75-76 は、通常の厩舎関係者名簿における役人の少なさと他のシリーズに記載されている役人の多さを対比している

13 J.-F. Solnon, ed., *Mémoires de Primi Visconti sur la cour de Louis XIV, 1673-1681* (Paris 1988), p. 145. ベンヴェヌート・チェッリーニとヴェネツィア大使が、Solnon, *Cour de France*, p. 21 に引用されている。Bauer, *Höfische Gesellschaft*, p. 65 の非常に多い見積もりと比較せよ

14 アンリ 2 世からアンリ 3 世までの宮廷の概要 (BN Clair 836) には、治世全般に渡る人員数を含むリストが記載されており、シャルル 9 世期にちょうど 1,000 人弱で比較的安定していたことが示唆されているが、Le Roux, *Faveur du Roi* のシャルル治世に関する記述によって広く認められている不確かな計算結果である

15 Le Roux, *Faveur du Roi*, pp. 192-198, 519-522 の分析を参照せよ。ここから、これらの数値や解釈を引用している。BN Clair 836, pp. 3019-3221 には、アンリ 3 世治世下のすべての役人が記載されており、およそ 1,491 と 1,835 の間で推移する合計人数が仮定されている。リストが明らかに人員数の増加を示しており、特に寝室部と衣裳部における変化が際立っている。宮内府には少なくとも合計 1,500 人いたことが示唆されている

16 Solnon, *Cour de France*, pp. 47-48.

17 Chatenet, 'Logis des femmes', in *Frauenzimmer*, ed. Hirschbiegel and Paravicini, p. 178 を参照せよ。カトリーヌ・ド・メディシスの宮廷に関する Jacqueline Boucher, *La cour de Henri III* (Rennes 1986), p. 40 は、666 人としている

18 Jacqueline Boucher, 'Autour de François, duc d'Alençon et d'Anjou, un parti d'opposition à Charles IX et Henri III', in *Henri III et son temps. Actes du colloque international du Centre de la renaissance de Tours, octobre 1989*, ed. Robert Sauzet (Paris 1992), pp. 121-129, here at p. 127. 1572 年に関しては、BN Clair 1216, fols. 112-120: 'Duc d'Alençon janvier 1572'を参照せよ

19 アンリ 4 世は常任侍従を 48 人から 24 人に削減した。ブゾンニュによる 1687 年の『名

簿』(I, pp. 177-178) を参照せよ。'Les Gentils-Hommes ordinaires de la Maison de Roy. Ils furent créés par Henry III. au nombre de quarante-huit, Henry le Grand les réduisit à la moitié.'

20 BN Clair 837, pp. 3225-3349.

21 Boucher, 'Evolution', pp. 373 and 375. アンリ 4 世の *vautrait* と短期間の *grand vautroyer* については、Salvadori, *Chasse*, pp. 194-195 を参照せよ

22 Le Roux, *faveur du roi* と彼のカンファレンスペーパー (マールブルク、2000 年 9 月 28-30 日) である 'La Religion des courtisans dans la France de la Renaissance', in *Hofgesellschaft und Höflinge*, ed. Malettke and Grell, pp. 507-524 を参照せよ。この中で、ル・ルーはアンリ 4 世による変化の二重性に言及している

23 Solnon, *Cour de France*, p. 169 は、1609 年に 465 人という人数を提示している。この数字は、BN Clair 837, pp. 3355-3462 でも挙げられている。1601-1632 年の全期間に関するリストは、およそ 513 人という総数を示唆している

24 Boucher, 'Evolution', p. 367 には 1612 年の総数があり、p. 373 には厩舎の人員数がある。Eugène Griselle, *Ecurie, Venerie, Fauconnerie et louverie du roi Louis XIII* (Paris 1912) では、1631 年の厩舎の経費が一覧表にされ、1641 年についても簡潔な概要が示されている。同様に、1641 年の狩猟部と鷹匠部も扱われている。いくつかの手稿史料 (例えば、BN naf 2004 fols. 291-296) に残されているルイ 13 世の 1625 年に出された規則を参照せよ

25 ブロワで開かれた全国三部会は最低額 20 エキュを要求した。この基準は 1614 年にも繰り返されたが、7 部門の人員を除外されていた。様々な『名簿』(例えば、ブゾンニュの『名簿』1669 年 (I, pp. 315-326) や 1687 年 (I, pp. 582-594)) にある 'privilèges des commensaux de la maison du roi et des autres maisons royales' に関する議論を参照せよ。オルレアンとブロワの王令に関しては、Loyseau, *Cinq livres*, pp. 228, 235 を参照せよ。F. Isambert, *Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 420, jusqu'à la révolution de 1789* (Paris 1829), XIV, no. 103, pp. 380-463、ブロワの王令に関しては、関連記事を含めて、pp. 438-439.

26 AN Z 1a 472 états 1535-1642 (1777 年のアメロによる複写)、1631 年の『名簿』(fols. 84-123)、1642 年の『名簿』(fols. 362-406) を参照せよ。1638 年の『名簿』(état de paiement, fols. 265-306v) は BN Clair 814, pp. 1-82 にあるものと同様である。Boucher, 'Evolution', p. 366 は、人員の膨張に言及しており、以下で示された 1650 年の人員数を含めて、類似した数字を挙げている

27 AN O 1 872, 'Grand Ecuyer – Personnel – Etats Généraux' を参照せよ。1553 年に 20 人、1646-48 年に 111 人とされている。このコレクションに収められている 1664 年の『名

簿』は、大厩舎において13人の主馬と1人の第一主馬と規定している

28 BN Clair 1216, June 1628, fols. 72-94; February 1627, fols. 95-111. 多くの官職が、無給'pour jouir des privileges'として記載されている

29 Code des commensaux ou recueil general des edits, declarations, ordonnances, lettres patentes, arrests, & reglemens: portant etablissement & confirmation des privileges, franchises, libertez, immunitz, exemptions, rangs, préséances, & droits honorifiques des officiers-domestiques & commensaux de la maison du roy, des maisons royales, & de leurs veuves (Paris 1720)に収められている1643年11月26日の王令を参照せよ

30 *Estat et gouvernemet de France* (Amsterdam 1653), p. 48.

31 *Estat de la France* (Paris 1722), I, pp. 191-192. BN MS f 22713と比較せよ。1661-1683年の継続的な『名簿』は、1658年には給仕侍従と宮内侍従が少人数であったことが記されている (fols. 40-80)

32 *Estat de la France* (Paris 1687), I, p. 47, and AN O 1 756, pp. 306-308.

33 AN O 1 715を参照せよ。1664年の『名簿』には名前がなく、職務と人数だけが記載されており、削減に関する様々な布告が含まれている。顕著なのが、1664年5月30日、1664年11月10日、1666年8月27日、王妃の宮廷に対しては、1670年12月9日である。1664年の「手本」である大厩舎の『名簿』(O 1 872)と比較せよ。F. Isambert, *Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 420, jusqu'à la révolution de 1789*, 28 vols, (Paris 1820-1830), here at XVIII, no. 433, p. 37の重要な布告を参照せよ。この布告の前文では、国王の財政的な動機やタイユに代わる直接税の利点が強調されている。すなわち、他の納税者の負担を減らすために免税特権の数を減らした

34 1780年のブッセや調理部の改革後に行われた同じような運用や、狩猟、厩舎、音楽に関わる組織における取消し可能な親任状に基づき人員を採用する慣習と比較せよ

35 Reytier, 'Ecuries de Versailles', in *Les écuries royales*, p. 76は、1640年において大厩舎部に属する319人に言及しており、1695年の261人への減少を示している。これは、BN Clair 814にある1699年の254人に合致する。さらに、1735年の272人、1775年の273人という非常に控えめな増加を示している。彼が示したことでより重要なことは、役人の数が減っている一方で、特権を持たない人員数は高いレベルのままであること、人員が17世紀前半から1787年に向かってあまり変化していないことである。印刷された『名簿』(例えば、1663, pp. 98-99)は慣習的に、次のような定型句を含んでいる。'Quoiqu'il ait un grand nombre d'ecuyers, on ne voit ordinairement server que ceux-cy, qui instruisent les pages & c. aux gages de 400. l. & 4. ou 500. l. de livrées...Les autres servent quand ils sont mandés, & que le service le requiert.'

36 Boucher, 'Evolution', pp. 377-378; BN Clair 814 国王護衛隊については pp. 327-332、492 人という合計については pp. 397-398; *Journal du marquis de Dangeau*, ed. E. Soulié and L. Dussieux (Paris 1854-1860), III (3 March 1690) p. 72, and VII (16 December 1699), p. 211.

37 *Code des commensaux* に収められている関連する法令を参照せよ。例えば、1664 年の削減は pp. 135-137 を、1678 年の確認は pp. 204-206 を参照せよ

38 Boucher, 'Evolution', pp. 368-369, 377. 1664 年から 1667 年にルイ 14 世は大侍従や侍従長の食卓を用意する食膳部を創設した。ブシェの挙げた数字は名誉職の侍衛官や宮内侍従を除いている。1754 年の数字は、AN Z 1a 480, fols. 1-73 からの引用で、*Controleurs clerics d'office, huissiers de sale, fourrière* を含めて、合計 422 人である

39 *Code des commensaux*, pp. 369-377.

40 1669 年の回想録には、114 人の侍従が含まれている。Boucher, 'Evolution' は、それぞれ 114 人からなる国王の親衛隊の 2 中隊を示している。他方で、André Corvisier, 'Maison militaire du Roi', in *DGS*, pp. 942-944, here p. 943 は、親衛隊は 1688 年に廃止されていたと述べている。印刷された 1722 年の『名簿』(II, p. 10) は依然として親衛隊を記載している。同巻 p. 186 に、さらなる説明が加えられている。それによれば、どちらの中隊も 1629 年にルイ 13 世によって廃止されたが、1649 年に復活させた。ルイ 14 世は、1688 年に二つのうちの一つだけ廃止し、1723 年になってようやく残された中隊も消滅した。印刷された 1749 年の『名簿』(II, p. 11ff) における近衛府の概要は、以下のように簡潔に記している。'Il y avoit encore: les Cent gentilshommes au Bec de Corbin qui ont été supprimez'.

41 Guy Rowlands, 'Louis XIV, Aristocratic Power and the Elite Units of the French Army', *FH* 13, 3 (1999), pp. 303-331 を参照せよ

42 Besongne, *Etat* 1687, I, p. 265. 大厩舎部の小姓は 1650 年代と 1660 年代に拡大され、1663 年には 70 人に達していた (1663 年の『名簿』 p. 100)。その後、55 人 (1669 年の『名簿』 I, p. 130) から、54 人 (1672 年の『名簿』 I, p. 138)、50 人 (1677 年の『名簿』 I, pp. 145-147) と徐々に減少し、ついには 36 人 (1687 年の『名簿』 I, pp. 263-265) となった。それから、再び 46 人 (1712 年の『名簿』 I, pp. 558-560) と増加し、1722 年には 41 人 (1722 年の『名簿』 II, pp. 206-208) に達した。小厩舎部では、小姓が 20 人 (1672 年の『名簿』 I, p. 155) から 30 人程度 (1712 年の『名簿』 I, pp. 288-290) へと徐々に増加し、1722 年の『名簿』(II, pp. 241-242) において 20 人へと落ち込んだ。Charles Dreyss, ed., *Mémoires de Louis XIV pour l'instruction du Dauphin*. 2 vols. (Paris 1860), I, p. 170 と比較せよ。ここで、国王は大厩舎部における小姓の増員について述べている

43 AN O 1 970, 104 (草稿), 105, p. 1.

44 Félix d'Hézacques, *Souvenirs d'un page de la cour de Louis XVI* (Paris 1998), pp. 112-114. 寝室部の小姓の数は1784年に8人(常勤)に減らされた。小姓は1787年に統合され、狩猟部の小姓も含めて合計50人が認められた

45 AN O 1 970 に収められているドジエによって署名された文書や、O 1 976 に収められている印刷された一連の文書'*extraits de l'armorial général de la France*'という例を参照せよ。また、Frédéric d'Agay, 'Pages', in *DGS*, p. 1137 を参照せよ

46 1666年のアンヌ=ドートリッシュの宮廷については、BN Clair 814, pp. 83-115. 彼女の人員には51人の女性と1人の護衛兵 Marie de la Haye が含まれていた。女性の割合は大体10%であった

47 BN Clair 814, pp. 679-710 を参照せよ。ここには、1660年のマリ=テレーズの人員として大体643人が挙げられている。そのうち、女性は30人ほどしかおらず、人数の多さは、大半が訴願審査官と王妃顧問会の書記官の激増によって説明がつく。1676年には、それぞれ12人と14人に削減された。さらに5人のスペイン人寝室部女官はスペインへ帰されたにもかかわらず、1660年には30人程度いた女性が1676年には50人ほどになっていた。AN O 1 3715 を参照せよ。これは、以下のような言葉で始まる。'*Abrégé des Estats de la maison de la reyne et des attributs aux officiers chacun en particulier*' (1676年に関してはページ数が付されていない50ページ) 王妃に仕える人々の組織は、基本的に変わらないままであった。人員数は18世紀により少なくなり、430人ほどであったのが、マリ=アントワネット期には500人ほどとなっていた

48 AN O 1 3715 を参照せよ。'*Abbrégé de tous les estats de la maison de Madame la Duchesse de Bourgogne & des attributs aux officiers chacun en particulier*' (1698)、官職の推定の価値などが余白に後から書き足されている。secrétaire des commandemens を除く、ほとんどの上位官職に対して、'*la charges appartient à madame*'と書き加えられている。Dangeau, *Journal*, VI, pp. 218-220 (29/31 October 1697)、29日までに欠員となっていた250官職が埋められた。全部で2,000,000リーヴルの価値があった。Dangeau, *Journal*, XIII, p. 295 (9 December 1710); *Mémoires du marquis de Sourches sur le règne de Louis XIV*, ed. Gabriel-Jules de Cosnac (Paris 1882-1893), XII, p. 411 (12 December 1710)は、1710年以降の、妃が自らの宮廷を管轄する権利について言及しており、Solnon, *Cour de France*, pp. 319-320 and nn. 10-11 でも引用されている。ここでは、王族の宮廷、とりわけ王太子の宮廷に対するルイ14世の態度と鋭く対比されている。ダンジョの『日誌』(例えば、I, p. 25 (12 June 1684) or I, p. 114 (29-30 January 1685))にあるいくつかの関連する記述は、王太子も自らの人員を指名できたが、最上位の官職に関しては、国王の承認の下で任命していたことを示している。Souches, *Mémoires*, I, pp. 426-427 では、コンテイによる高官選びに触れており、彼らの一人はほとんど'*agréable au roi*'ではなかったと書き添えられている。ただ、国王の承認ですら非公式なことであったかもしれず、ある官職を得たり、宮廷での友好関係を築くのに大切であったとしても、どんなルールにも縛られてはいなかった

49 Marcel Marion, *Dictionnaire des institutions de la France aux XVIIIe siècles* (Paris 1923; repr. 1979), pp. 362-364; Barbiche, *Institutions*, pp. 27-28; Bluche, 'Dauphin', in *DGS*, p. 448 は、王太子が怠惰すぎるか、積極的すぎて脅迫的であるかという対照的な非難から逃れることはほぼ不可能であり、国王がライバルを教育するか、経験不足の息子に継がせることもほぼ不可能であったことを示唆している。王太子ルイ・ド。フランスは、父の組織に影が差した時に、排他的な狩猟に関わる組織を持つことができた。そのうえ、1688年に彼がラインに侵攻した軍を指揮していた時、彼の人員の数と地位はゆっくりと上昇していった。Dangeau, *Journal*, II, pp. 171-172 (22/23 September 1688)には、'On double la service de la maison de Monseigneur: deux maîtres d'hôtel, quarte contrôleurs, etc.'と記されている。BN Clair 837, pp. 3429-3446, 'officiers domestiques de la maison de Mgr le Daphin 1601-1610'にある若きルイ 13 世の宮廷の概要は、食事に関わる人員を含んでおり、彼の宮廷は後の事例が示すよりも大きな規模であったことを示唆している。Boucher, 'Evolution', p. 367 で示されている 1612 年の人員数も、この考えを支持している

50 BN Clair 814, pp. 397-398. この概要には、74 人が属するシャルトル公妃のもう一つの宮廷も含まれていた

51 コンデ公の宮廷に関してより詳しいデータについては、先駆的な研究である Béguin, *Les Princes de Condé* を参照せよ。同書 p.161 には、1660 年の 546 人、1664 年の 273 人、1686 年以降アンリ=ジュールの下で約 180 人という注目すべき数字が提示されている。この数字は 1699 年の『回想録』(pp. 390-393)にある 274 人よりもかなり少ない。AN O 1 715, pp. 95-101 では、1664 年のコンデ公の宮廷に 263 人という人数が示されており、ほぼベギンの数字と一致する

52 Boucher, *Cour de Henri III*, p. 40 は、二つの女性王族の宮廷における女性の割合を 20 ~25%としている。この数字は Chatenet, 'Logis des femmes', in *Frauenzimmer*, ed. Hirschbiegel and Paravicini, pp. 177-178 でも同様である。Ruth Kleinman, 'Household of Anne of Austria', p. 518 は、個人的に王妃に仕える人々の中で、名誉ある男性は一人だけだった。Griselle, *Etat de la maison du roi Louis XIII*にある、男女の奉公人を含めた王妃の宮廷のリストと比較せよ

53 AN O 1 3715, BN Clair, アンヌ=ドートリッシュに関しては pp. 83-115, マリ=テレーズに関しては fols. 679-710.

54 番号が付されていない 50 ページにわたる 1676 年の『名簿』(AN O 1 3715) を参照せよ (フランスの寝室部侍女のリストの後に記述されている)

55 Jean-François Dubost, *La France Italienne XVIe-XVIIe siècle* (Paris 1997), pp. 270-278; and 'Les étrangers à la cour de France: de la polémique à l' evolution numérique 1515-1630', in *Hofgesellschaft und Höflinge*, ed. Malettke and Grell, pp. 55-66.

56 例えば、AN Z 1a 478, 1729, fols. 1-46; 1737, fols. 232-299; Z 1a 480, 1754, fols. 1-73; 1755, fols. 74-136; 1756, fols. 137-204; 1757, fols. 205-249; 1758, fols. 250-295; 1759, fols. 94-348 を参照せよ。1760 年から 1773 年に関しては、AN O 1 730 (最後の年は 879) を参照せよ。厩舎部も同じパターンを示している。1553-1695 年は AN O 1 872、1695-1761 年は Z 1a 489 (1695 年は 263、1734 年は 274、1752 年は 271、1761 年は 264) を参照せよ。Reytier, *Les écuries rozaies*, pp. 75-76 のデータと比較せよ。しかしながら、狩猟部は太陽王の最後の 10 年に削減されたが、18 世紀初めに拡大された

57 ルイ 14 世は 1705 年に猟犬部を大幅に削減した。Boucher, 'Evolution', pp. 374-376 を参照せよ

58 1715 年に関しては BN Clair 830, pp. 285-326、1737 年と 1749 年に関しては、印刷された 1749 年の『名簿』(II, pp. 264-289、引用部分は p. 267、狩猟関係者に関しては I, pp. 399-471、国王の宮廷の人員の中に記載されている)

59 *Etat* 1749, I, pp. 81-90 (礼拝堂楽団)、I, pp. 395-471 (建築部と宮内府)、Benoît, *Versailles et les musiciens du roi*, and Newton, *Espace du roi* と比較せよ

60 AN O 1 3742 *maison de la reine Marie Leczynska 1725-1777*、1725 年 429 人、1743 年 434 人 (それぞれ女性は 29 人と 30 人)、マリ=アントワネットの宮廷はわずかに多い人員だった。例えば、AN O 1 3794 *maison reines, princes* によれば、彼女の宮廷は 1781 年に 501 人だった

61 1789 年の *Almanach Royal*, pp. 124-148 は以下を一覧表にしている。Maison for roi; reine; 'education' de Mgr le Dauphin; 'education' des enfants de France; monsieur; madame; comte d'Artois; comtesse d'Artois; madame Elisabeth; madame Adelaide; madame Victoire; mgr le duc d'Orleans. 1780 年以降の改革において、国王と王妃の宮廷の融合が、明らかに考慮されていたが、失敗に終わった。AN O 1 747, no. 30 を参照せよ

62 *Mémoires de M. Le baron de Besenval, Lieutenant-Général des armées du roi, sous Louis VX et Louis XVI...écrits par lui-même*, 4 vols. (Paris 1805-1806), II, pp. 246-263, on p. 249: 'Les gens à charge, les chefs des corps privilégiés, mirent toutes intrigues et tous moyens en usage, pour ne souffrir aucune diminution, ni être privés d'aucune prérogative; ils furent tous merveilleusement secondés par M. De Maurepas, qui, selon sa coutume ordinaire, approuvant tout système de réforme, étoit le premier à en empêcher l'exécution'; William Doyle, *Venality: The Sale of Offices in Eighteenth-Century France* (Oxford 1996), pp. 134-136, 138, 146-147; Solnon, *Cour de France*, pp. 503-527.

63 AN O 1 731, 'états generaux annuels des officiers de la maison du roi 1774-1786' を参照せよ。例えば、1786 年のブシェと食膳部の人員は 21 人だった。O 1 731, 'état d'appointements du personnel de la Bouche 1780-1792'において、1/4 勤務に記載されている

る下級役人が見られる。1780年10月には105人、1784年4月には118人、1788年1月には125人が記載されている。Z 1 A 480, fols. 1-73にある1754年のブシェと食膳部の人員数422人1779年の394人(O 1 731)、1781年の王妃の宮廷における食卓に関わる人員数184人(AN O 1 3794)と比較せよ。Véri, *Journal de l'abbé de Véri publié avec une préface et des notes par le baron Jehan de Witte*, 2 vols. (Paris s.d.), II, pp. 294-297 and 352-353も比較せよ。ヴェリは、ネッケルの動機や改革の成功に懐疑的で、宮廷の高官たちにも批判的であった。Correspondence secrète entre Marie-Thérèse et le Cte de Mercy-Argenteau, III, 1780年1月29日の王令についてはp. 398 (マリ=アントワネットからマリア=テレジア、1780年2月15日)、アルトワの反対についてはp. 422 (メルシからマリア=テレジア、1780年4月17日)

64 1774-1786年の『名簿』は、AN O 1 731; AN O 1 3794, no. 203: 'réunion de l'écurie de la reine à celle de sa majesté donne lieu à la réforme de [80 gens de livrée]' (1789年12月31日)

65 Barbiche, *Institutions*, pp. 86, 126.

66 J. F. Bosher, *French Finances, 1770-1795: From Business to Bureaucracy* (Cambridge 1970), p. 49は、財務局の人員数を256人としている。Barbiche, *Institutions*, pp. 86, 123, 163, 265, 283は、大半の部局の人員数を提示しており、670人と見積もっている。Emmanuel Le Roy Ladurie 'Etat', in *DAR*, pp. 506-508を比較せよ。フランソワ1世期の5,000人からルイ14世初期の50,000人と、役人が10倍に増えたことから、行政的君主制の隆盛を推察している。しかしながら、この多くの役人の中で、「行政的君主制」の中核をなしていたのはわずかな部分であった

67 Oliver Poncet, 'Conseils du Roi', in *DAR*, pp. 320-325を参照せよ

68 マレの著作の最新版 *Jean-Roland Malet premier historien des finances de la monarchie française*, ed. Margaret and Richard Bonny (Paris 1993)を参照せよ。これには有益な序論、分析、67の表と98の図が含まれている。表6、13、20、43、66、図6、7、37、44、51、74、97、そしてpp. 31-37と55-57の分析は、宮廷にとって特に重要であり、私の集計表(<http://www.le.ac.uk/hi/bon/ESFDB/index.html>)の基礎となっている。Richard Bonny, 'France, 1494-1815', in his *The Rise of the Fiscal State in Europe, c. 1200-1815* (Oxford 1999), pp. 123-176, here at 130-132を参照せよ。18世紀に関しては、Michel Morineau, 'Budgets de l'Etat et gestion des finances royales au XVIIIe siècle', *Revue Historique* 104 (1980), pp. 288-336を参照せよ。初期の数十年に関しては、F. Véron de Forbonnais, *Recherches et considérations sur les finances de France depuis l'année 1595 jusqu'à l'année 1721*, 2 vols. (Basle 1758)を参照せよ。17世紀後半から18世紀前半までの史料は、ヨーロッパ国家財政データベース(ESFDB) <http://www.le.ac.uk/hi/bon/ESFDB/index.html>で閲覧可能である。18世紀後半に関しては、Etienne-Charles Loménie de Brienne, *Compte rendu au roi Au moi de Mars 1788, et publié par ses ordres* (Paris 1788), pp. i-xiv, pp. 1-183を含む一巻となっている BN

Tolbiac copy にある Mathon de la Cour, *Collection de Comptes rendus, pièces authentiques, états et tableaux, concernant les finances de France depuis 1758 jusqu'en 1787* (Lausanne 1788), pp. i-xii, pp. 1-232 を参照せよ。Pierre Clément, *Lettres...de Colbert*, II (Paris 1863), pp. 771-784 は、1680 年の歳入出を一覧表にしており、国王の宮廷費とそれに付随する経費は pp. 781-782 を参照せよ。1781 年の『財政報告書』の対照的な見解を比較せよ。より全般的なネッケルに関する文献としては、Robert D. Harris, *Necker: Reform Statesman of the Ancien Régime* (Berkeley, Los Angeles, and London 1979) や John Hardman, *Louis XVI* (New Haven and London 1993)。

69 ESFDB にある私の集計表を参照せよ。その他の重要なデータベース、例えば 1660 年から 1715 年のヴェルサイユ宮廷における支出も同サイトにある

70 Morineau, 'Budgets', p. 295, n. 14 は、Bibliothèque du Sénats 所蔵の手稿史料 no. 152 を引用している

71 *Collection des comptes rendus*, 1775 年の数字と解説は pp. 141-165.

72 *Correspondence secrète entre Marie-Thérèse et le Cte de Mercy-Argenteau, avec les lettres de Marie-Thérèse et de Marie-Antoinette*, ed. Alfred Arneth and M. A. Geffroy, 3 vols. (Paris 1874-75), II, p. 418 (メルシからマリア=テレジア、1776 年 1 月 19 日), pp. 422-423 (マリア=テレジアからメルシ、1776 年 2 月 12 日); III, p. 35 (1777 年 3 月 18 日) と比較せよ。メルシがマリア=テレジアに訴えた不満は、王妃が「賭博」に対して「節度のない嗜好」示して、お金を浪費していることであった。彼女が賭け事で負った借金のために、国王が特別な援助を与えたが、宮廷での賭け事によるその時の損失を埋め合わせることにすらできなかった

73 AN O 1 749, no. 40 (ページは付されていない)、予算全体の監督を会計係 1 人に集中させるという提案が記されている箇所がある

74 AN O 1 749, no. 40、1787 年以降に書かれた回想録は、ネッケルによる予算カットを擁護して、国王に不満を抱いた大貴族に注意するよう警告している。1661-1683 年の『名簿』(BN MS f 22713, fols. 81v) で言及されている様々な会計係と比較せよ

75 Bonney, *Malet*, p. 62, fig. 25.

76 Morineau, 'Budgets', p. 318: 1726 年と 1788 年との間に 31,000,000 リーヴルから 42,000,000 リーヴルに増加したことは、'progression par 1,4 inférieure à celle du budget ordinaire' を反映している。同書 p. 318 の結論では、増加し続ける戦費と、安定しているか、もしくは反対に減少している宮廷費とが比較されている

77 Morineau, 'Budgets', p. 315 は、それ以上の説明もなく恩給と給料を一緒にしている。Mathon de la Cour, *Collection de Comptes rendus*, pp. 3-10, 50-52, 53, 88-89, III で言及

されている恩給は相当低いが、年ごとに分類が異なっている

78 *Collection de Comptes rendus*, pp. 141-165 に見られる 1775 年の諸侯に対する恩給の内訳、1787 年の部局ごとの年金の明細 (p. 204)、1787 年の勤務手当 (p. 214) を参照せよ。Necker, *De l'administration des Finances de la France*, II, pp. 390-398; AN O 1 656, nos. 18-24; pp. 171-173 (1779 年、1785 年、1787 年の恩給改革の段階を図表にしている) と比較せよ

79 Spielman, *The City & the Crown*, p. 59 は、フェルディナント 1 世期初めにおいて 400 人としている。Ehalt, *Ausdrucksformen absolutistischer Herrschaft*, p. 57 は、護衛兵や皇妃の宮廷を含めずに 1537 年で 286 人としている。Paula S. Fichtner, 'To Rule Is Not To Govern: The Diary of Maximilian II', in *The Mirror of History: Essays in Honor of Fritz Fellner*, ed. Solomon Wank and Heidrun Maschl *et al.* (Santa Barbara and Oxford 1988), p. 262, no. 30 は、マクシミリアン 2 世期において 500 人だったことを示唆している。Evans, 'The Dynasty as a Political Institution', in *The Courts of Europe*, ed. Dickens, p. 123 は、1636 年のフェルディナント 2 世の宮廷に 600 人がいたとしている。マルク・ヘンゲラーによる研究プロジェクト 'Adelsintegration am Kaiserhof 1620 bis 1665', in *MRK* 10, 1 (2000), pp. 21-32 を参照せよ。ヘンゲラーの近刊予定の博士論文 (Mark Hengerer, *Kaiserhof und Adel in der Mitte des 17. Jahrhunderts. Eine Kommunikationsgeschichte der Macht in der Vormoderne*, Konstanz: UVK Verlagsgesellschaft, 2004.) が、17 世紀前半に関するより詳しい情報を提供してくれるだろう。二つの重要な研究プロジェクトが、ウィーンで進行中である。一つは、宮廷貴族とそのクライアントに関するプロソポグラフィ研究 1630-1660 年 (<http://www.univie.ac.at/Geschichte/wienerhof/>) であり、もう一つはレオポルト・アウアー (HHStA) が監督するプロジェクト、レオポルト期の宮廷の制度に関する社会的により包括的な研究プロジェクトである。史料はおそらく、オーストリア=ハプスブルク宮廷の数的な発展を追うのに十分である。手稿史料である宮廷名簿は、HHStA OMeA Sr 181-189 や他の多くの史料、例えば HHStA Handschriften Blau 386, pp. 66-98 (1696 年と 1679 年); Handschriften Weiß 1032 (1688 年頃); ÖNB cod. 14071 (1675 年頃), (1677-1680 年), 12388 (1678 年); 14209 (1692-1694 年), 14443 (1690 年); AVA Harrach, Handschriften 145 (1676-1677 年) に収められている。また Harrach Historica 796 には、日付がない (カールの誕生後すぐか) 宮廷長官のリストが含まれている。18 世紀に関しては、印刷された『職階表』が参考になる。例えば、*Kayserlicher und königlicher, wie auch Erz-herzoglicher und dero Residenzstadt Wienn Staats- und Standskalender / auff das Jahr MDCCII. Mit einem noch nie dergleichen gesehenen Schematismo geziert*, 1704 年、1706-1708 年、1709-1710 年などは ÖNB, Katalogsaal, 393.866-A.kat もしくは microfilm 4478、1704 年、1706-1708 年は ÖNB Portraitsammlung 6079.

80 Christopher F. Laferl, "En tierra ajena" Spanier in Wien zur Zeit Ferdinands I. (1522-1564)', *WRGB* 52, 1 (1997), pp. 1-14 は、HHStA OMeA Sr 182/33, 182/40 に基づく宮廷に関する詳細を提示している。ÖZV, I, 1, pp. 75-76 には、フェルディナントの宮廷と行政的な機関のために 300,000 グルデン、その息子の宮廷のために 230,000 グルデンが挙げられており、これらは「通常の」歳入 1,000,000 グルデンから支払われた。対して、ハン

ガリーやイタリア諸邦近くの軍隊のためだけに、年 550,000 グルデンかかっていた

81 Hausenblasová, 'Seznamy dvoranu císaře rudolfka II', pp. 45-70 (1580 年の名簿), pp. 70-88 (1584 年), pp. 88-110 (1589 年); Hausenblasová, 'Nationalitäts- und Sozialstruktur des Hofes Rudolfs II. Im Prager Milieu an der Wende vom 16. zum 17. Jahrhundert', in *Berichte und Beiträge des Geisteswissenschaftlichen Zentrums Geschichte und Kultur Ostmitteleuropas e. V. 1999. Öffentliche Vorträge 1998-1999* (Leipzig 1999), pp. 20-37 (約 1,100 人を記載した 1611 年の名簿の分析を含む)を参照せよ。また Hausenblasová, 'Die "Höflinge" des Kaisers Rudolf II. – Beitrag zur Begreifbestimmung', in *Rudolf II, Prague, and the World. Papers from the International Conference, Prague, 2-4 September, 1997*, ed. Lubomir Konecny, Beket Bukovinska, and Ivan Muchka (Prague 1998), pp. 239-243, n. 9 は、1576 年で 700 人、1612 年で 1,200 人以上を提示している

82 Hausenblasová, 'Seznamy dvoranu císaře rudolfka II', pp. 45-70 (1580 年の名誉職的な貴族の大膳職 75 人); pp. 71-73 (1584 年 72 人); pp. 91-93 (1589 年 85 人); pp. 52-54 (1580 年の宮廷奉公人 45 人); p. 74 (1584 年 36 人); pp. 94-95 (1589 年 48 人); p. 64 (1580 年の侍従 13 人); pp. 83-84 (1584 年 16 人); p. 105 (1589 年 12 人)を参照せよ。大膳職と宮廷奉公人が 1584 年に減少しているのは、ルドルフがプラハに移動したことと関係しているかもしれない。Hausenblasová, 'Nationalitäts- und Sozialstruktur des Hofes Rudolfs II', p. 36 を参照せよ。ここに 1611 年の名簿全体を含む貴族、非貴族、出身地の表が掲載されている

83 'Beschreibung des Gantzen Burgundischen Hoffstatts, wie derselbe bey dem Hause von Oesterreich in Brauch gewesen nach den vier obersten Hofämtern', ÖNB cod. 14676, fols. 29-30. 1615 年 11 月の'Resolution über die Reformation der Kaiserlichen Hofstaat' (HHStA OMeA Sr 184, fols. 53-77)は宮内財務院の見方から書かれており、同様な冊子となっている。同 fols. 74v-75r では、宮廷の拡大と給料の増大が議論されている。フェルディナント 1 世期の多くの宮廷奉公人に関しては、Hengerer, 'Adelsintegration am Kaiserhof', p. 25 の見解を参照せよ。オルレアンとブロワの王令に関しては、Loyseau, *Cinq livres*, pp. 228, 235 を参照せよ

84 改革に関しては、Verzeichnis. 75/6 を含む HHStA, OMeA Sr 184, no. 75. 最大数が書き込まれた余白にあるいくつかのメモを含む名簿 (184, no. 76) も参照せよ。HKA HZAB 1615/64 fols. 104r, 141v, 46r; 1616/65, fols. 49r, 64r, 252v と比較せよ。1615/64, fols. 144r で示されている歳入は、1616/65, fols. 88r よりもはるかに多額である

85 HHStA, OMeA Sr 184, no. 84; OMeA Sr 186 (fols. 8v-31r); HHStA OMeA Sr 187 Hofstaat Ferdinand III. と比較せよ。酒酌長 87 人 (fols. 27-29, 32-33)、肉切り頭 19 人 (fols. 30-31)、内膳長 95 人 (fols. 36-42)、フェルディナント 3 世期全体の間で大膳職は合計 201 人で、おそらくどの時点でも 130 人を超えることはなかったと思われる

86 *ÖZV*, I, 2, p. 159: 侍従 3 人、部屋付き従者 3 人 (1539-1541 年); p. 186: 従者 5 人、部屋付き従者 3 人 (1563-1564 年); p. 197: 侍従 11 人、部屋付き従者 6 人、召使 6 人 (1576

年); Hausenblasová, 'Seznamy dvoranu císaře rudolfka II', p. 64, 侍従 13 人、部屋付き従者 5 人(1580 年); pp. 83-84, 1584: 侍従 16 人、部屋付き従者 4 人(1584 年); p. 105, 侍従 12 人、部屋付き従者 4 人(1589 年); 1637 年に関しては、*ÖZV* から得られる数字はない。1637 年の Status Particularis Regiminis (ウェブページ'Der Wiener Hof und sein Klientel- und Patronagesystem', www.univie.ac.at/wienerhof/)には、正規の侍従 32 人と非正規の侍従 62 人という計 94 人が含まれている。*ÖZV*, I, 2, p. 229 は、1655 年で侍従 148 人を記載している。*ÖZV*, I, 2, pp. 153-154 (1527-1528)に記載されている詳細不明の「奉公人」29 人と比較せよ。彼らは確かに後の侍従に相当する。HHStA OMeA Sr 184, no. 83, fols. 1-3 は、1649 年に「正侍従」76 人を記載している。HHStA Sr 186, fols. 121r-138r には、侍従としてフェルディナント 3 世期全体で合計 222 人が記載されている。HHStA OMeA Sr 187 Hofstaat Ferdinand III には、フェルディナント 3 世治世全体を通じて 229 人の正規侍従 (fol. 190-194) が記載されている。これらの数字は故人となっていた人物が含まれているので、ある時点での侍従の総数を反映しているわけではない。したがって、2/3 程度が信頼できる最大数となるだろう。つまり、約 150 人ということになり、*ÖZV* や 1655 年の名簿 (www.univie.ac.at/wienerhof/) から分かる 148 人と合致する。Hengerer, 'Adelsintegration', p. 25, n. 16 は、フェルディナント 2 世期で「数百人」、フェルディナント 3 世の後期で「約 200 人」と、多めに見積もっている。Mark Hengerer, 'Hofzeremoniell, Organisation und Grundmuster sozialer Differenzierung am Wiener Hof im 17. Jahrhundert', in *Hofgesellschaft und Höflinge*, ed. Malettke and Grell, pp. 337-368, at p. 344, n. 28 は、フェルディナント 2 世期の侍従 700 人に言及しており、この人数はフェルディナント期に称号を自由に使えたカラファが言及した人数と合致していると思われる。カラファの「報告」は、Hurter, *Friedensbestrebungen*, pp. 212 ff. で印刷されており、当該する引用部分は pp. 237-238.

87 ウィーンにおいては、フランス宮廷の宮内侍従に相当する官職がなかったが、給仕侍従は皇帝の食卓で給仕を担当する伝統的な 3 つの名誉官職に相当した (3 つの名誉官職に加えて、ハプスブルクの名簿では、フランス、ブルゴーニュ、スペイン宮廷のような主穀職がよく見られる)。第一宮内侍従は、宮廷長官の代理として食卓での給仕を行う儀仗長と比較することができる

88 Hurter, *Friedensbestrebungen*, p. 221 のカラファの報告。後の名簿に関しては、以下を参照せよ。狩猟や鷹匠はしばしば宮廷の概要で省略されている

89 HHStA OMeA 185, no. 8 に記載されている宮廷が 1659 年とされているのは間違いである。十分に信頼できる概要と同様に、宮廷名簿が利用できるのは 1670 年代後半からである

90 *Schematismus*, 1760; Dickson, *Finance and Government*, I, pp. 308-309 and fn. 48 は、1763 年の名簿や当時の他の見積もりに関するオーバーライトナーの著作を取り上げている。Dickson, 'Monarchy and Bureaucracy', p. 340 はこれらの数字を駆使して、マリア=テレジア治世末頃に王室 (護衛兵を除いてか) と中央行政府に 1,500 人としている

91 G. E. Rinck, *Leopold des Grossen Röm. Kaisers wunderwürdiges Leben und Thaten aus geheimen Nachrichten eröffnet* (Cologne 1713)は、不完全なリストを提供している。音楽家を加えた場合は約 950 人に達するが、先行する概要や後の概要と比較すると、厩舎関係者のリンクの数字が低い。例えば、1711 年のリスト (ÖNB cod. 14848) は 436 人を記載している。Johann Basilius Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht vom Römisch-Kaysersl. Hofe* (Hanover 1732)は、1,332 人の人員数を示している。1739 年の『職階表』では 1,569 人、1748 年の『職階表』では 1,128 人、1760 年の『職階表』では 1,374 人、1780 年の『職階表』では 2,046 人、1791 年の『職階表』では 1,461 人、最終的に 1820 年の巻では 2,542 人となっている。ここで挙げられているすべての数字は、最も限定的な意味での宮廷の人員数である。つまり「6 部局」という、宮廷長官 (護衛兵と音楽家を含む)、侍従長 (侍従のリストを除く)、式部長、厩舎長、狩猟長、鷹匠長の人員であり、顧問官や二次的な宮廷の人員は含まれていない。Vehse, *Geschichte der deutschen Höfe XIV*, 2. Abtheilung 8, pp. 69-77 は、マリア=テレジア治世末で 2,400 人 (p. 69) としており、その経費は 4,300,000 グルデンと見積もっている

92 *Schematismus* 1704, pp. 161-171; Rinck, *Leopold*, pp. 201-204.

93 新たに創設された多様な衛兵隊に関しては、印刷された『職階表』を参照せよ。Michael Hochedlinger, 'Mars Ennobled: The Ascent of the Military and the Creation of a Military Nobility in Mid-Eighteenth-Century Austria', *German History* 17, 2 (1992), pp. 141-176 では、この変化に関してさらなる分析がなされている

94 HHStA, HS Blau 386, pp. 78 ff. Hengerer, 'Adelsintegration', p. 31 で引用されている、以下のような侍従の地位に関する類似した記述を参照せよ。'Es sey keine ehre ihn zu haben / aber wohl eine schande ihn nicht zu haben'. Rinck, *Leopold* は、1705 年の宮廷の詳細なリストを記載しており、そこには 423 人の侍従が含まれている。Küchelbecker, *Allerneueste Nchricht*, pp. 176-186 は、侍従 234 人を記載している。Johann Georg Keyszler, *Nieuwe Reizen door Duitschland, Bohemen, Hongarije... Uit het Hoogduitsch verstaalt*, 4 vols. (AMsterdam 1753-1755), III, p. 322 は、1731 年に 226 人の侍従を記述している。Pöllnitz, *Mémoires*, I, p. 279 は、ボヘミア貴族たちは妻のために上席権を手に入れようと侍従職を確保しようとしていたが、宮廷で職務を果たすことにはほとんど関心を示さなかったことを記している。宮内侍従長に対するフェルディナント 3 世の 1637 年 3 月の指示やその代理人に対する規則 (HHStA, Familienakten III K 100) と、同じような 1651 年 3 月の部屋付き役人に対する指示 (HHStA, OmeA Sr. K73、それぞれページ番号が付されていない約 5 フォリオ) を参照せよ。食卓において消えていく 3 つの名誉官職のうち、内膳長だけが宮廷での立場を維持しており、18 世紀には多くなっていた。他方で肉切り長や酒酌長はほとんど姿を消していた

95 興味深い一節が Khevenhüller, *Tagebuch*, II, pp. 43-45 (April 1745)にあるので、参照せよ。ケーフェンヒュラーは当時侍従長であり、カール 6 世期に侍従の地位を得ていた諸侯たちが積極的に職務を続けたり、志願しようとする熱意を全く失っていたことを詳しく述べている。この状況が改善されたのは、マリア=テレジアが宮廷での職務を担っていない

者は、特別な扱いや優遇を受けることができないと定めた時にだけだった。したがって、諸侯位を持つ侍従は、基準を緩和しようと特権を得ていた

96 Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, p. 176、以下と比較せよ。ÖNB cod. 14443 (1690), fol. 81: 'diese cammerherren bedienen Ihre Kays. Maj. wochentlich par und par ein alter und ein junger, und sie gehen zum dienst am sonntag, und werden also von sonntag zu sonntag abgelöst'. 二組が勤務していたのか、年少と年長の侍従からなる一組が勤務していたのかは明確ではない。しかしここで規定されているより短い勤務期間 (1 週間) のため、勤務する人員数はキューヘルベッカーの記述よりも多くなる。同じ文章が、ÖNB cod. ser. n. 1849, fol. 9r にもあり、侍従の一人が酒酌長として、もう一人が肉切り長として勤務することが加えられている。また、レオポルト期にこれらの官職が衰退したことが解説され、侍従が侍従長に対して忠誠を誓約していたことが記されている。『職階表』(例えば 1760 年 (pp. 392-393)、1780 年 (p. 373)) では、侍従、君主国各地からの貴族に関して記述した標準的な文章に若干の違いが見られる。'die Ihre kays. Königl. Majestäten beyderseits in der gewöhnlichen Hof-Kleydung zwey und zwey acht Tage in dem Vordienst, und acht Tage in dem Hauptdienst, nebst zweyen durch acht Tage im Vordienst solcher Gestalten bedienen, daß allezeit 6. cammerer bey Hof sich befinden'. この記述では、32 日間の勤務期間と宮廷で勤務する侍従 6 人が示唆されている。カラファの報告 (Hurter, *Friedensbestrebungen*, on p. 238) を比較せよ。カラファは二人の侍従だけが一緒に皇帝に仕えていたことに言及している

97 宮内侍従長プッフハイム伯ハンス=ルドルフに対する 1637 年の指示書(HHStA, Familienakten III K 100, articles 2 and 3) ; 部屋付き役人に対する指示書(HHStA, OMeA Sr. K 73, articles 2 and 3).

98 ÖNB cod. 12957, ceremoniale 1781, 'instruction für die von S. K.K.M. ausgewählten 36 Dienstkammerherren' (fols. 1-4).

99 Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, pp. 190-191.

100 ÖNB cod. 12388 (1678), fols. 31-32 は、狩猟長の人員として 57 人を記載しており、鷹匠長だけが加えられている。ÖNB cod. 14443 (1690), fols. 97-103 は、狩猟関係として 59 人を記載しており、鷹匠に関してはその経費だけに触れ、その額は狩猟の 3/4 であった。鷹狩は他の狩猟よりも費用がかさむと思われるので、鷹匠長の人員はおそらく 20 人から 30 人ほどであった。Rinck, *Leopld*, p. 220 は、1705 年でそれぞれ 57 人と 28 人であったとしており、Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, pp. 195-197 は、1729 年において今度は森林担当も含めた 161 人の狩猟関係の人員を記載しており、鷹狩には 44 人を記載している。後者は比べるとずっと費用がかかっていることも付け加えられている。したがって、リンクの数字は 17 世紀後半の実情を反映していると認められ得る。Oskar von Mitis, *Jagd und Schützen am Hofe Karls VI.* (Vienna 1912), p. 51 は、ヨーゼフ 1 世の狩猟関係が 100 人、鷹狩関係が 35 人としており、カール 6 世期ではそれぞれ 115 人と 40 人としている

101 Vehse, *Geschichte der deutschen Höfe*, II, 8, p. 75 は、マリア=テレジア治世末期における狩猟の人員数を 151 人、鷹匠の人員数を 41 人としており、この数字はキューヒェルベッカーの数字と一致する。1748 年、1760 年、1780 年、1791 年の『職階表』から他のデータが得られる。1793 年には鷹匠が廃止された。Mitis, *Jagd und Schützen*, p. 40 を参照せよ。

102 HHStA OmeA Sr 184, no. 81 は、1639 年の皇妃マリアの宮廷として 96 人を挙げている。HKA HZAB 1655/101 は、エレオノーラ (2 世)・フォン・ゴンザーガの宮廷として 70 人 (男性 41 人と女性 29 人) を記載している。レオポルトの最初の妃マルガレーテ=テレジアはウィーンに嫁いできた時、異母姉であるルイ 14 世の王妃の豪華さにはかなわなかった。マドリッドからウィーンまでマルガレーテ=テレジアに付き従ってきた者を記載したリスト (HHStA ÄZA 7) が 1666 年に印刷されており、騎士自身の部下や召使を除いて 306 人が記載されている。このうち誰が新皇妃をウィーンまで護衛した後に帰国したかは明記されていない。帰国した者が幾人かいた事実が fols. 474 で明確に述べられ、HHStA OMeA Sr 184, no. 86 にあるリストによって確認されている。このリストには 86 人が記載されており、HKA HZAB 1169/112 に記載されている 83 人 (女性 43 人、男性 40 人) と合致する。しかしながら新皇妃の廷臣たちがウィーンにおいて悩みの種となっていた。Spielman, *City & the Crown*, pp. 96, 99, 119-120 と未刊行の博士論文 Claudia Ham, 'Die Verkauften Bräute. Studien zu den Hochzeiten zwischen Österreichischen und Spanischen Habsburgern im 17. Jahrhundert' (Vienna 1995) を参照せよ。クラウディア=フェリーツィタスが 1673 年 9 月インスブルックからグラーツへ向かった時、388 人 (馬 458 頭) が同行した。彼女の宮廷名簿 (HHStA ÄZA K9) を参照せよ。ただ、彼女の宮廷がそのような規模を後まで維持したことはありえないと思われる。ÖNB cod. 14071, fol. 17 では、71 人である。HHStA, Sr. 184, no. 85 (1677-1678, unnumbered) では、エレオノーラ=マグダレーナの宮廷は 58 人である。1678 年 (ÖNB cod. 12388, fols. 28-29) では 68 人、1679 年 (HHStA HS Blau 386, fol. 85) では 78 人、1690 年 (ÖNB cod. 14443, fols. 103-104) ではもっと少なく 61 人となっている。この人数は HKA HZAB 1690/135, fols. 231-240 で示されている 65 人 (女性 38 人、男 27 人) によって確認される。Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, pp. 198-20 と比較せよ。1729 年に皇妃エリーザベト=クリスティーネの宮廷には 81 人がいた。マリア=テレジアとフランツ=シュテファンは宮廷が一つだったので、1740 年以降に独立した皇妃の宮廷は存在しなかった

103 1651 年のエネオノーラ (1 世)・フォン・ゴンザーガの宮廷に関しては、HHStA ÄZA K 3/18 を参照せよ。ÖNB cod. 14071, fol. 73 は同宮廷の人員数を 252 人としており、ÖNB cod. 12388 (1678), fols. 28-30 は同じく 205 人としている。1704 年の『職階表』(pp. 193-196) は、エレオノーラ=マグダレーナの宮廷には約 60 人しかいなかったと言及している一方で、1709-1710 年の『職階表』の 202 ページ以降のページ番号が付されていない部分からは、皇太后エレオノーラ=マグダレーナの宮廷に 365 人ほどがいたことが分かる。カテゴリーは若干異なるものの、1721 年の『職階表』 pp. xxxiii-xlii にあるアマーリア=ヴィルヘルミーナの宮廷に関してこの程度の人数が繰り返されている。皇太后のリストの直後に、星十字団が見られる。Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, pp. 204-212 は、アマーリア=ヴィルヘルミーナの宮廷の人員数を 362 人としている

104 Beatrix, Bastl, 'Die Österreichische Frauenzimmer. Zum Beruf der Hofdame in der Frühen Neuzeit', in *Frauenzimmer*, ed. Hirschbiegel and Paravicini, pp. 355-375 (宮廷女官の「嫁入り道具」が pp. 272-275 に記載されている) と、Bastl, 'Das Österreichische Frauenzimmer. Zur Rolle der Frau im höfischen Fest- und Hofleben 15. bis 17. Jahrhundert', *Opera Historica* (2000), pp. 79-105 を参照せよ

105 例えば、HKA, HZAB 1640/86, fols. 85v-86v (礼拝堂における女性 8 人) と、HZAB 1662/107, fols. 236v-237r (女性 3 人) を参照せよ

106 35 人が記載されている 1685 年初めのリストに関しては、HHStA OMeA Sr 188 を参照せよ。ÖNB cod. 14443 を参照せよ。1690 年のヨーゼフの戴冠式後に 49 人が記載されている。もっと急速な拡大が 1694 年に起きていたことが、HHStA OMeA Prot 5 1690-1699 で示されている 1694 年 4 月 23 日 (fols. 257-266 (fol. 264: 134 人))。さらなる増加が fols. 295-300 (1694 年 7 月 20 日)、fol. 301 (1694 年 7 月 23 日)、fol. 323 (1694 年 9 月 12 日) に記録されている。ÄZA K 17 は 226 人を記載している。宮廷にいた 400 人に関しては、1704 年の『職階表』 pp. 196-206 を参照せよ。OMeA Sr 189 は、1705 年までのヨーゼフの人員に関する詳しいリストを提供しているが、1704 年の『職階表』に見られるような著しい増加を含んでいない

107 Sienell, 'Die Wiener Hofstaate zur Leopolds I.', in *Hofgesellschaft und Höflinge*, ed. Malettke und Grell, pp. 95-96 を参照せよ。レオポルト=ヴィルヘルムに関しては、Renate Schreiber, 'Erzherzog Leopold Wilhelm', unpublished dissertation (Vienna 2001) を参照せよ

108 HHStA ÄZA K 70: 13 September 1765 Vereinigung der Hofstaaten c. II fol. や、マリア=テレジアとヨーゼフの書簡を参照せよ。引用されている官職は 1767 年の『職階表』にある。Khevenhüller, *Tagebuch*, VI, pp. 140-143 (1765 年 9 月 11-15 日) において、この変化に関して議論されている。ケーフェンヒュラーは侍従長の職をザルムに渡して失い、第一宮廷長官代理となった。Khevenhüller, *Tagebuch*, VI, pp. 140-143 (1765 年 9 月) と比較せよ

109 Jaroslava Hausenblasová, 'Nationalitäts- und Sozialstruktur des Hofes Rudolfs II. im Prager Milieu an der Wende vom 16. zum 17. Jahrhundert', in *Berichte und Beiträge des Geisteswissenschaftliches Zentrums Geschichte und Kultur Ostmitteleuropas e. V. 1999. Öffentliche Vorträge 1998-1999* (Leipzig 1999), pp. 20-37, Table on p. 36.

110 侍従に関する、すべての領邦からの名家のメンバーという標準的な記述 (例えば 1760 年の『職階表』 pp. 392-393) を参照せよ

111 全般としては、Géza Pálffy, 'Der Wiener Hof und die ungarischen Stände im 16. Jahrhundert', *MIÖG* 109 (2001) を参照せよ。著者の厚意で、刊行前の論文の原稿を見せて

いただいた。彼は 1771 年や 1740 年後の変化よりも継続性を重視している。一般的に、ウィーン宮廷で活動していたハンガリー貴族はわずかしきおらず、宮廷での立場を確保することができた者は限られた大貴族家門出身者だけであった。そして彼らはハンガリーでの立場を強化するために宮廷官職からの利益を利用していった。パルフィー博士による近刊予定の研究は、16・17 世紀におけるハンガリーとウィーン宮廷との関係にこのような観点から光を当てることになりそうである

112 Khevenhüller, *Tagebuch*, IV, pp. 57-58 (1756 年 12 月 25 日); 皇妃の食卓で実際に給仕を担当していた名誉官職—儀仗長、酒酌長、内膳長、時には肉切り長—のリスト (HHStA OMeA Sr 184, no. 98) を参照せよ

113 ただし伝統的な世襲官職という形式ではなかった。Zolger, *Hofstaat*, pp. 13-14; Werner Rösener, 'Hofämter an mittelalterlichen Fürstehöfen', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 45 (1989), pp. 485-550 を参照せよ。Du Tillet, *Recueil des Roys*, pp. 283, 285, 196 は、シャンパーニュ、ブルターニュ、ベリー、オーヴェルニュに地方の世襲官職があったと記している。ただしそれらは休眠状態にあったと思われる

114 以下の記述も参照せよ。HHStA ÄZA K 89 (1776-1779): 13 January 1777 'Note des ungarischen Hofkanzlers Esterhazy über die Ertheilung des Würde eines familiaris aulae an Gabriel Bazanyi, Assessor des Gerichtstafel des Biharer Komitats', 同様な記述が 1777 年 2 月 14 日、1777 年 10 月 17 日、1778 年 11 月 27 日にある。他の候補者がハンガリー宮内副官房長パルフィーによって提案されている (1779 年 7 月 16 日、1779 年 9 月 24 日、1779 年 10 月 29 日)

115 例えば、ÖNB, cod. 14209, fols. 68v-69v を参照せよ。この出典や官房に関する情報については、シュテファン・ジーネル氏に感謝したい

116 顧問官の増加に関して、レオポルトがスペイン大使ペッティンク伯にすでに伝えていた疑念と比較せよ。Privatbriefe Kaiser Leopold I. an den Grafen F. E. Pötting 1662-1673, ed. A. F. Pribram and M. Landwehr von Pragenau, 2. Vols. Fontes Rerum Austriacarum LVI-LVII (Vienna 1903-1904), I. 156-157 (1665 年 9 月 2 日); Rinck, *Leopold*, pp. 222-233 は、「正」枢密顧問官 164 人と「名目だけの」枢密顧問官 4 人としている。1702 年の『職階表』は、「正」枢密顧問官 139 人と「名目だけの」枢密顧問官 5 人としている。Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, cap. IX, pp. 299-338; HHStA OMeA 184, no. 53 を参照せよ。1767 年で「正」325 人と「名目だけ」33 人の顧問官を記載している。Brigitte Holl, *Hofkammerpräsident Gundaker Thomas Starhemberg und die österreichische Finanzpolitik der Barockzeit (1703-1715)*, Archiv für österreichische Geschichte 132 (Vienna 1976), pp. 200, 352 によると、1705 年 9 月 1 日の決定によって 73 人から 31 人に削減されたが、1717 年でも 67 人の宮内財務院顧問官がいた。Dickson, *Finance and Government*, I, p. 219 も参照せよ

117 Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, p. 160.

- 118 1702年の『職階表』には、他に18人の簿記係が記載されている
- 119 *ÖZV*, I, 2, p. 237には、スペイン継承戦争後に宮内財務院167人と宮内軍事顧問院61人を記載し、さらなる増加を示唆している。HKA, HZAB 1715-1720/158のリストを参照せよ。ここでは、宮内財務院、宮内軍事顧問院、宮内官房に418人が記載されている
- 120 Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, p. 322.
- 121 Dickson, *Finance and Government*, II, appendix, Table 3.1; Bérenger, 'finances de l'Autriche', p. 322のカール6世期の財政に対する肯定的な評価と比較せよ
- 122 Dickson, *Finance and Government*, I, p. 213, Table 9.1: institutions in 1740, 1749, 1762; Dickson, 'Monarchy and Bureaucracy', p. 326 (1781-1796年の発展に関して)を参照せよ
- 123 Dickson, 'Monarchy and Bureaucracy', pp. 326 (tables of internal government), 335 (numbers cited), 336 (table of central departments), 340. 前述の『職階表』からの数字と比較せよ。ただし、1784年の宮廷費が極端に低いことが記されている。Dickson, *Finance and Government*, II, p. 386, Table 3.10を参照せよ
- 124 例えば、HKA HZAB 1675/119, fols. 77-97を参照せよ。Geheime cammer, no. 31, fol. 81r: 洗足木曜日の洗足式に関連する費用、no. 75, fol. 87r: モンテクッコリのためのダイヤモンドの指輪、no. 108, fol. 92v: 皇帝の部屋付き勘定長のための30,000グルデン。このような金額が廷臣の財政的な職務と結びついていたのか、単に君主への奉仕に対する報酬だったのかは、多くの場合明確ではない
- 125 例としては、ÖNB cod. 8025 (1658年とされているが、1670年代後半の名簿と同じ数字が記載されている), fols. 4v-8v; cod. 14233 fols. 86v-87r; Sr n. 1849; AVA Harrach, MS 145.
- 126 マリア=テレジアの気前の良さは、以下のHKA Kammerzahlamtに基づく詳細な論考で強調されている。Hans Wagner, 'Royal Graces and Legal Claims: The Pension Payments of Maria Theresa and their Withdrawal by Joseph II', in *Intellectual and Social Developments in Habsburg Empire from Maria Theresa to World War I. Essays Dedicated to Robert A. Kann*, ed. Stanley Winter, and Joseph Held, East European Monographs II (New York and London 1973), pp. 5-29. ワーグナーのデータが示唆するところによると、廷臣と宮廷奉公人が受益者の中で依然として目立っていた
- 127 喪服代として使用人に支給された手当 Cammerclagen は、例えば HKA HZAB 190/135, 1693/138の臨時支出に含まれている。しかし、HKA HZAB 1706/148 and HZAB 1713/155には、バルセロナへの巨額な支出が含まれている。通常、臨時支出の中

に'Behaimbische zuraittungsposten'が見られる。レオポルト 1 世の歴史を書くために「皇帝陛下の歴史著述家」グアルド・プリオラトに与えられた 12,200 グルデンも、同じくこのカテゴリーに含まれている。HZAB 1669/112, fols. 257r を参照せよ。さらに分析することなく、臨時支出を宮廷費に加えることはできない

128 HKA, HZAB 1685/130, fol. 69r-v.

129 Franz Hadamowsky, *Barocktheater am Wiener Kaiserhof. Mit einem Spielplan (1625-1740)* (Vienna 1955), p. 35 は、HKA HZAB 1666, fol. 440 を引用している

130 Adam Wolf, *Die Hofkammer unter Leopold I.* (Oktoberhefte des Jahrgages 1853 der Sitzungsberichte der Philos.-histor. Classe der kais. Akademie der Wissenschaften, XI. Band, pp. 440 ff. 別途印刷された pp. 1-47), 戴冠式に際して諸身分から送られた贈与金に関しては p. 19; Franz von Mensi, *Die Finanz Österreichs von 1701 bis 1740 nach archivalischen Quellen dargestellt* (Vienna 1890), pp. 29-31 (財産税に関して); n. 2 on p. 561: 'Wenn wir unter "Staatsbankerott" schon die momentane Zahlungsunfähigkeit des Staates verstehen, d.h. Die Unmöglichkeit, jede fällige Zahlung termingemäss zu leisten, so bietet Österreich in der ersten Hälfte des vorigen Jahrhunderts allerdings, von kurzen Unterbrechungen abgesehen, das Bild des fortgesetzten Bankerottes. In dieser Beziehung unterscheiden sich die einzelnen Perioden mehr quantitativ als qualitativ.'

131 Friedrich Polleroß, 'Zur Repräsentation der Habsburger in der bildenden Kunst', in *Welt des Barock*, ed. Elisabeth Kovacs and Rupert Feuchtmüller (Vienna 1986), pp. 87-104, here at p. 91; Holl, *Starhemberg*, p. 209; HKA HZAB 1704/146 (158,000 グルデン), 1706/148 (215,400 グルデン)という厨房の予算を参照せよ

132 例としては、ヨーゼフ 1 世が 1710 年にオイゲン公に与えた下賜金 300,000 グルデン。後にカール 6 世がもう 100,000 グルデンをオイゲン公に下賜している。Holl, *Starhemberg*, pp. 208, 347 を参照せよ。他の事例も同書にある

133 押収、貨幣鑄造権、インフレーションに関しては、Schwarz, *Imperial Privy Council*, p. 194 の説明を参照せよ

134 Holl, *Starhemberg*, p. 81 and n. 9, p. 197 and n. 5 で多少大まかに言及されている数字は、フェルディナント以降の減少とレオポルトの晩年での増加を支持している。フェルディナント 3 世の晩年で 1,723,436 グルデン、レオポルト治世の始めで 1,372,865 グルデン (高い見積もりがここで提示されている結果となっている)、レオポルト晩年で 2,866,908 グルデンまたは 2,864,908 グルデン。1672 年で 1,215,865 グルデン (ミコレツキー)、1705 年で 1,806,940 グルデン (メンジ)。ヴォルフは、1,013,000 グルデンを 1670 年の宮廷に関連する支出としている (p. 14)。しかし、彼は 16 頁において全く異なる記述をしており、31 頁において宮廷関連の総支出額を 450,000 グルデンから 600,000 グルデンという低い見

積みもりをしている。1690年代初めになり、恩給や二次的な宮廷の費用を除くことでようやく修正される。1670年に関するヴォルフのデータは、1,375,440 グルデンとしている軍事費を含めたベランジェの表 ('Finances de l'Autriche', p. 228) とおおよそ合致する。1670年の宮廷費の割合は、軍事費を除いた支出 (ベランジェの 1,400,000 グルデンではなく、ヴォルフの約 1,504,600 グルデンを使用した場合) と総支出 (2,880,040 グルデン) の約 68% となっていた

135 Dickson, *Finance and Government*, II, appendix C, pp. 360-364.

136 Holl, *Starhemberg*, p. 342.

137 HZAB に基づく筆者の集計表 (<http://www.le.ac.uk/hi/bon/ESFDB/index.html>) を参照せよ。HZAB における総支出から軍事勘定局と糧食局への支出を差し引くことで、尚も民政予算における軍事支出の様々なマージン部分を残っているかもしれない。それらは臨時支出や借金の返済に含まれている。HZAB から分かる合計の内訳を検討することは、本書では不可能である

138 Mensi, *Finanzen Oesterreichs*, Tables on pp. 746-747.

139 1610年、1615年、1616年、1622年、1631年、1633年、1640年、1647年、1651年、1653年、1655年、1662年、1669年、1675年、1686年、1690年、1693年、1697年、1699年、1704年、1706年、1710年、1713年、1714年に関する HZAB のデータを含む概略 (<http://www.le.ac.uk/hi/bon/ESFDB/index.html>) を参照せよ。暫定的な割合を算出するのに利用できる軍事費に関する情報は、1610年、1622年、1651年、1655年、1662年、1669年、1675年、1686年、1690年、1693年、1704年、1706年、1710年、1714年に関して入手できた。1610年と 1623年に関しては、ゲーザ・パルフィー氏の厚意で提供されたデータに基づいている。Géza Pálffy, *Gemeinsam gegen die Osmanen. Ausbau und Funktion der Grenzfrstungen in Ungarn im 16. und 17. Jahrhundert* (Budapest and Vienna 2001), Kat.-Nr. II.9a: 13-14 も参照せよ。1622年の宮廷費をリストに挙げたのに対して、軍事費は 1623年分を使用したことを記しておく。他の年に関しては、以下の文献からのデータを使用した。Jean Bérenger, *Finances et Absolutisme Autrichien dans la seconde moitié du XVIIe siècle* (Paris 1975), pp. 293-294; Bérenger, 'A propos d'un ouvrage récent: les finances de l'autriche à l'époque baroque (1650-1740)', *Histoire, économie et société*, 3, 2 (1984), pp. 221-245, at p. 228. 繰り返すが、宮廷費と軍事費の年次は必ずしも一致しないし、軍事費を疑う余地なく立証することはできないとは限らない。したがって、割合は一つの指標としてしか利用できないかもしれない

140 Dickson, *Finance and Government*, II, pp. 385-387, Table 3.10 は、1729年の恩給と宮廷費(14.6%)、同じく 1749年(8.6%)、1752年(6.1%)、1754年(8.9%)、1763年(10.1%)、1767年(8.9%)、1768年(8.5%)、1769年(8.3%)、1770年(11.2%)、1771年(9.7%)、1772年(9.7%)、1773年(11.3%)、1774年(10.3%)、1775年(11.2%)、1778年(10.7%)、1784年(4.2%) を含んでいる

141 Dickson, *Finance and Government*, II, pp. 385-387, Table 3.10 を参照せよ。ディクソンは二次的な宮廷を別のカテゴリーとしていないので、割合を単純に比較することはできないし、本書とディクソンのカテゴリー分けが一致することはない。しかしながら、全般的な発展は十分に証明されていると思われる。Morineau, 'Budgets', pp. 314-315 や 18 世紀におけるフランスの宮廷費に関してすでに言及している他の史料を参照せよ

142 リーヴルの銀含有量に関しては、Nathalis de Wailly, *Mémoire sur les variations de la ivre Tournois depuis le règne de Saint-Louis jusqu' à l'établissement de la monnaie décimale* Extrait des Mémoires de l'Académie des Inscriptions et des Belles Lettres, XXI, 2ème partie (Paris 1857)にある。これらは ESNDB のウェブサイトで見ることが可能である。George Frêche and Geneviève Frêche, *Les prix des gains des vins et des légumes à Toulouse (1486-1868), Extraits des Mercuriales suivis d'une bibliographie d'histoire des prix* (Paris 1967), pp. 127, 131 を参照せよ。リーヴルの銀含有量に関して、完全にではないが、大半は ESNDB で示されている範囲と一致している。グルデンの銀含有量に関しては、Alfred Pribram, Rudolf Geyer, and Franz Koran eds., *Materialien zur geschichte der Preise und Löhne in Österreich* (Vienna 1938), I, pp. 28-29 にある。これらのデータによって、より正確な算出ができたと考えている。ここで依拠しているリーヴルとグルデンの換算率は変化しているが、1550 年から 1715 年までで 1 グルデン=1.7 リーヴルから 1 グルデン=2.3 リーヴルの間で推移している。18 世紀に入ると、グルデンが比較的強くなり、1727 年から 1747 年までで 1 グルデン=2.83 リーヴル、1750 年から 1790 年までで 1 グルデン=2.63 リーヴルとなっている